家電リサイクル法の対象機器に液晶テレビ、プラズマテレビおよび衣類乾燥機が追加されます

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行令の一部を改正する政令が平成20年12月５日に公布され、平成21年４月１日より施行されます。

古くなった家電リサイクル法対象機器（エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）を引き取ってもらうためには、その製品をお買い上げになった小売店か、同じ種類の製品を購入する小売店に連絡してください。この場合、小売店には古い家電リサイクル法対象機器を引き取る義務があります。その際、引き取りを依頼する方は、その家電リサイクル法対象機器を①収集・運搬するための料金と②リサイクルするための料金を負担していただくことになります。

小売店へ連絡できないまたは引き取り義務のない家電リサイクル法対象機器に限っては、町が許可した一般廃棄物収集運搬業等許可業者または町に回収を依頼し、リサイクルすることになります。

町に回収を依頼する場合は、粗大ごみの収集日に回収することになりますので、①収集・運搬するための料金（粗大ごみシール）②リサイクルするための料金（家電リサイクル券）が必要となります。詳しくは、ごみ収集カレンダーまたは町ホームページ（http://www.kikuyou.hinokuni-net.jp/）をご覧ください。

21年４月から家電リサイクル対象機器に追加された機器

液晶式およびプラズマ式のテレビ

衣類乾燥機

危険 ごみ収集車内で、発火しました！

２月４日午前11時頃、「不燃・埋立ごみ」の収集日に、ガス・スプレー缶が発火の原因と思われる火災事故が、本町内で発生しました。今年度２回目の発火です。

このような事故が発生しないよう、スプレー缶の正しい排出処理をお願いします。

必ず、守っていただきたいこと。

①中身（ガス）を使い切る。
②2カ所以上の穴をあける。
③スプレー缶は、資源A「空かん・空びん」の収集日に出す。
※「不燃・埋立ごみ」の指定袋には、**氏名を必ず書いて**ください。

▲昨年の火災事故発生時の状況

問い合わせ　環境生活課　ごみ減量推進係　☎ 232-2114

平成21年4月から資源物H「ペットボトル」に新しい品目が加わります。

現在、プラスチックボトルの識別表示には、1 PETマークがついてるものとプラマークがついているものがあります。

これまで資源物H「ペットボトル」の対象品目については、1 PETマークがついているもののうち、清涼飲料水（お茶・ジュース）などに限定していました。

4月からは、1 PETマークがついているプラスチックボトルすべてを、資源物H「ペットボトル」として収集します。

識別表示マークをよく確認して分別されますよう、ご協力よろしくお願いします。

新しい品目	新しい品目の例（1 PETマークがついていること）
しょうゆ	・しょうゆ
しょうゆ加工品	・めんつゆ　・白だし ・浅漬けの素　・だしの素　など
みりん風調味料	・みりん　・みりん風調味料 ・調理酒　・赤酒　など
食酢	・穀物酢　など
調味酢	・すし酢　・南蛮漬けの素 ・漬物酢　・らっきょ酢　など
ドレッシングタイプの調味料（ノンオイル）	・ノンオイルドレッシング「オイル」の入っていないものに限ります。

▲マークを確認しましょう

▲新しい品目の例

※追加された品目の中でも一部の容器については、在庫などの関係上 1 PET マークに変更されていない容器も存在しますので、その容器の識別表示をもとに分別してください。

・分別は、容器包装の識別表示を確認し、正しく分別しましょう。
・ペットボトルのキャップとプラスチック製のラベルは、資源物Ｊ「プラスチック類」に分別してください。

識別表示マーク

資源物H「ペットボトル」→ 1 PET

資源物Ｊ「プラスチック類」→ プラ